

会員企業行動規範

平成31年1月16日 制定

一般社団法人マンション計画修繕施工協会

当協会は、企業団体として各種事業活動を展開していますが、個々の会員企業についても経済的利益のみを追求するのではなく、法令順守、環境保全、社会貢献等についても社会的要請に基づき行動することが求められています。

社会に受け入れられ、信頼され、愛される企業であり、自信と誇りをもって働ける会社であるよう、倫理綱領細則第10条に基づき、ここに協会会員企業としての行動規範を以下のとおり定めます。

I. 公正で誠実な企業活動

(1) 法令の順守と良識ある行動

①法令の順守

国の内外を問わず、すべての法規、国際ルール及びその精神を順守する。

②良識ある行動

社会の疑惑を招くような行為、社会の常識とかけ離れた行為を行わない。

(2) 社会のニーズと顧客満足の重視

社会のニーズに合った技術開発を促進するとともに、経営の合理化と生産性の向上を図り、誠実に事業に取り組むことにより、顧客の満足する安全、安心かつ良質な工事、サービスを適正価格で提供する。

(3) 公正、透明、自由な競争並びに適正な取引

①公正、透明、自由な競争

違法な行為による受注や利益を求めず、公共・民間を問わず、工事の入札等の営業活動に際しては、公正、透明、自由な競争並びに適正な取引を阻害する行為を一切行わないとともに、産業を疲弊させるダンピング受注を排除する。

②協力会社との対等な関係の保持

協力会社とは、透明、公正かつ適正な契約を締結するとともに、互いの立場を尊重し、対等な関係を保持する。

(4) 知的財産、その他の権利・財産等の保護

他者の知的財産をはじめとする権利、財産、名誉、信用、営業秘密等を、不正又は不当に侵害・毀損せず、また他者の業務を不正又は不当に妨害する行為を行わない。また、個人情報や顧客情報その他、事業活動を行う上で取り扱う他者の情報につき、収集、利用、開示、保管、廃棄のすべてのプロセスにおいて細心の注意を払い、管理の徹底を図る。

(5) 政治・行政との透明な関係

政治・行政との関わりについては、政治資金規正法、公職選挙法、建設業法、国家公務員倫理法等関係法令の趣旨を踏まえ、透明で公正、健全かつ正常な関係を保つ。

(6) 反社会的行為の根絶

暴力団対策法等の趣旨に則り、暴力団等からの不当な要求に応じたり、あるいは暴力団等を利用する反社会的行為は行わないことはもとより、市民に脅威を与える反社会的勢力

- ・団体とは断固として対決する。

II. 社会との調和

事業活動を行う地域社会と積極的に関わるとともに、良き企業市民として積極的な社会貢献活動を推進し、社会との良好な関係の構築と維持に努める。

III. 人間尊重

(1) 差別や不当な取扱いの禁止

人を大切にする企業として、人道主義に基づき、雇用管理や処遇を含め、職場におけるあらゆる差別や不当な取扱いを禁止する。

(2) 安全で働きやすい職場環境の確保

安全で働きやすい職場環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。

IV. 環境への責任

環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、地域レベルのみならず地球規模の観点に立ち環境保全、環境創造に取り組む。